

きつねやま
大府狐山地区計画

地区計画の目標

本地区は、JR大府駅より北東約1.6kmに位置し、民間により開発された住宅団地であり、周辺には「いきいきタウン大府」が隣接しているなど、現に良好な住宅地環境が形成されています。本計画ではこの団地の良好な居住環境の維持・保全を図ることを目標としています。

土地利用の方針

低層住宅地を中心とした土地利用への誘導を図り、良好な居住環境の維持・保全を図ります。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

面積		約3.9ha
用途地域、建蔽率/容積率		(第一種中高層住居専用地域、60/150)
地区整備計画	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「令」という。)第130条の3各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) 3 共同住宅、寄宿舍、下宿 4 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 5 診療所 6 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要なもの 7 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) 8 前各号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを除く。自動車車庫は建築物の延べ床面積の2分の1以下のもの。)
	建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
	建築物の高さの最高限度	12m

※ 上記の表の()は用途地域による制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁の色彩は、良好な住宅環境にふさわしい落ち着いたものとする。</p> <p>2 屋外広告物は自己の用途に供するもので、その表示面積が5㎡（同一敷地内に2以上ある場合はその合計）以内のもののみとする。</p>
	かき又はさくの構造の制限	<p>道路、公園又は緑地に面する側にかき又はさくを設置する場合は、生垣若しくはフェンス、鉄さく等とし、景観及び防災性に配慮したものとする。</p> <p>生垣の設置につきましては、「まちかど緑化推進事業補助制度」により、一定の基準を満たす生垣の設置には最高10万円（ブロック塀の取り壊しを含む場合は最高16万円）を限度として、設置費用を助成する制度がありますのでご利用ください。</p> <p>詳しくは水緑公園課（☎0562-45-6236）までお問合せください。</p>	

問い合わせ先

○地区計画に関する相談・届出

大府市役所 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市役所 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

計画図

